参考資料　他都市の対象項目

平成 19 年 12 月末現在

環境要素	大気環境										水環境													土壌環境その他の環境						自然環境				触れ合い				環境負荷他													その他										
	大気質	騒音	低周波空気振動／低周波音	振動	悪臭	気象	風害／局地風	ヒートアイランド現象	電波障害	電磁界／電磁波	水質	底質	地下水	水象／水循環	河川の変化	海況の変化	流向・流速	潮流	水温／温排水	温泉／水利用	雨水排水	水生生物	地形・地質	土地の安定性	土砂流出	地盤／地盤沈下	土壌／土壌汚染	日照阻害	植物	動物	生態系	樹林地／緑の量	景観	触れ合い活動の場	野外レクリエーション地	身近な自然	廃棄物等／廃棄物・発生土	温室効果ガス等／地球環境	エネルギー	大気・水質負荷	水使用／水資源	温室効果ガス／地球温暖化	オゾン層破壊物質	その他化学物質	バイオハザード	酸性雨	熱帯林減少	歴史的文化的景観・町並み	歴史的文化環境	史跡・文化財／歴史的文化的遺産	埋蔵文化財包蔵地	伝承文化／伝統文化	光害	コミュニティ施設	集落消失	地域分断	地域交通・交通安全	安全性	地震等の自然災害
札幌市	●	●	●	●	●		●		●			●											●			●	●	●	●	●	●		●	●			●	●																						
仙台市	●	●	●	●	●		●		●		●	●	●	●									●			●	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●									●			●									
さいたま市	●	●	●	●	●		●		●			●		●									地象			●	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●												●				●			●	●	
千葉市	●	●	●	●	●				●		●	●		●										●		●	●	●	陸生/水生		●	●	●	●			●	●		●									●						●		●	
横浜市	●	●	●	●	●		●		●	◇		●		●									●	●		●	●	●	陸生/水生		●		●		●		◇				◇	◇		◇		◇			●			◇				●		●	◇
川崎市	●	●	●	●	●		●	◇	●	◇	●	●		●										●		●	●	●	●	●	●	●	●	●			●		◇		◇	●		◇		◇				●			◇	●			●	◇	●	◇
名古屋市	●	●	●	●	●		●		●			●	●										●			●	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●												●					●		●	
京都市	●		●	●	●		●		●			●		●									●			●	●	●	●	●	●		●	●			●	●												●								
大阪市	●	●	●	●	●		●	◇	●			●	●	●									地象			●	●	●	●	●	●		●	●			●	●			◇									●							◇		
堺　市	●	●	●	●	●	●	●	◇	●			●	●	●									地象			●	●	●	陸域/海域				●	●			●	●				◇	◇					●		●			●	●		●	◇	●	
神戸市	●		●	●	●		●				●	●	●										●			●	●	●	●	●	●		●	●			●					●	●						●										
広島市	●		●	●	●		●		●		●	●	●	●					●				●	●		●	●	●	●	●	●		●	●	●		●	●												●									
北九州市	●	●	●	●	●		●				●	●	●										●			●	●	●	●	●	●		●	●			●	●																					
福岡市	●	●		●	●						●	●	●										●			●	●	●	●	●	●		●	●			●	●																					

［凡例］●：基本的事項に示されている環境要素、各地方公共団体で環境影響評価の対象としている環境要素（環境影響評価項目）

○：一部の主務省令に参考項目として示されている環境要素

◇：各地方公共団体での定義は以下のとおり。

地方公共団体名	名　称	定　　義
神奈川県	配慮事項	対象事業の実施に際して配慮すべき事項
静岡県	配慮項目	事業特性及び地域特性を考慮し、事業実施に当たっての環境の保全のために配慮すべき項目
大阪府	環境配慮項目	事業計画の策定にあたって環境保全上の見地から配慮の対象とする項目
横浜市	環境影響配慮項目	環境影響の評価等の方法が確立されていないが地域における環境の保全の見地から配慮を要する事項、地球環境保全の見地から配慮を要する事項
川崎市	環境配慮項目	環境影響評価の手法が確立されていないが、地域環境の保全の見地から配慮を要する項目及び地球環境の保全の見地から配慮を要する項目
大阪市	環境配慮項目	事業計画の策定にあたって環境保全上の見地から配慮の対象とする項目
堺　市	環境配慮項目	対象事業に係る計画を策定するに当たり、環境の保全について事前に配慮すべき事項

注 1）分類の都合上、各地方公共団体の技術指針が定めている環境要素の項目数は表中の●の合計と一致しない。

注 2）環境影響評価項目と環境配慮項目が重複する場合は、環境影響評価項目●で代表した。

「環境影響評価制度総合研究会報告書（資料編）　資料19　環境影響評価法及び環境影響評価条例において予測・評価の対象とされている環境要素」より抜粋